

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.156 November 2015

Contents

投資情報

最低資本金要求等を撤廃.....2

税務情報

増値税ゼロ税率政策が適用される輸出サービスの範囲の拡大
～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～.....7

研究開発費用の追加控除政策の適用範囲の拡大
～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～.....8

投資入門 Q&A

中国企業の情報.....11

中国の投資 会計 税務 Q&A《第6版》発刊のお知らせ.....15

中国業務に関する主なお問合せ先.....16

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

最低資本金要求等を撤廃

2015年10月28日、商務部は「一部の規定および規範性文書の改正に関する決定」(商務部令2015年第2号、以下“2号令”と表記)を公布、即日施行しました。

これにより、外国投資者が中国で設立する株式会社、投資性公司(日本の持ち株会社に類似)、ベンチャーキャピタル、リース会社などに対する最低資本金の要求が撤廃されます。また、登録資本の払込期限を定めた規定、外商投資企業の投資・経営について登録資本の全額払込を前提条件とする規定も削除されました。

近年、市場参入を容易にし、市場経済を活発化させる目的で、中国政府は登録資本金登記制度改革を推し進めてきました。この制度改革の骨子となるのは、①会社設立登記時の登録資本に関する登記が、実収登録資本金制度(実際に投資者からの払込済出資金総額を登記する制度)から、授權登録資本金制度(将来払込む予定の資本金総額を登記する制度)へ移行すること、②出資金額、出资方式、出資時期については、会社と投資者との間の約束とし、会社の自主管理に任せ、行政が関与しないこと、です。

今までに、2013年12月28日付の中華人民共和国主席令8号では、「会社法」を改正し(2014年3月施行)、最低資本金の金額や初回出資比率、登録資本の払込期限に関する規定を削除し、会社設立に対する規制緩和を定めました。会社法の改正を受け、2014年2月7日付国务院が「登録資本金登記制度改革方案」(国発[2014]7号)を公布し、その後商務部は2014年6月17日に「外資審査管理の改善に関する通知」(商資函[2014]314号、以下“314号通知”と表記)を公布しました。これら一連の通達により、外商投資企業の設立等に関して、同様に最低資本金等の要求が廃止されました。しかし、314号通知ではどの外商投資関連法令、どの条文を改正するかを具体的に示していなかったため、実務上、各官庁は従来通りに設立登記や共同年度検査等を通じて外商投資企業に対し最低資本金等を要求していました。

今回の2号令の施行により、最低資本金廃止などの適用対象となる外商投資企業が明確になり、登記手続に係る資料の提出が一部簡略化され、外国投資者にとって中国進出・中国での投資・経営活動は一層行いやすくなることが期待されます。

しかしながら、実務上の運用にあたっては所在地の関連政府部門に確認することをお勧めします。

1. 主な改定ポイント

2号令では、29の規定、規範性文書の改正が行われており、その内容は多岐にわたります。以下、外商投資に関連する主な改正項目を(1)新規設立に関するもの (2)設立後の投資・経営活動に関するもの (3)設立登記資料や共同年度検査資料に関するものの3つに整理しご紹介します。

(1) 新規設立に関するもの

以下の会社形態・業態における最低資本金、登録資本の払込期限の要求などが撤廃されました。

会社形態・業態	関連規定	主な改定条文と内容
株式会社	外商投資株式会社設立の若干問題に関する暫定規定（外経貿部令〔1995〕1号）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 7条: 全文削除。最低資本金(3,000万人民元)と初回外商出資比率25%の要求を撤廃。 ➤ 13条: 発起設立の場合、発起人が引受けた株式の代金の払込期限に関する規定を削除。 *しかし、募集設立の場合、設立登記前までに発行株式の全額払込が依然として要求されている。 ➤ 16条: 発起人が引受けた株式の代金の払込は完了する前に、合併・合作・独資会社から株式会社に組織変更が可能になった。
投資性公司	外商投資による投資性公司設立に関する規定（商務部令〔2004〕22号）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2条: 会社形態として有限責任会社の他に、株式会社を追加。 ➤ 3条: 最低資本金(3,000万米ドル)要求を撤廃。 ➤ 7条: 登録資本の払込期限(営業許可日より2年以内)の規定を削除。
ベンチャーキャピタル	外商投資ベンチャーキャピタル管理規定(外経貿部・科技部・工商総局・税務総局・外貨管理局令〔2003〕2号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 6条: 最低資本金(非法人の場合1,000万米ドル、法人の場合500万米ドル;各投資者が引受ける出資額は100万米ドル以上)の規定を削除。 ➤ 13条: 出資金の払込期限(5年以内)の規定を削除。 ベンチャーキャピタル企業存続期間にわたり減資を禁ずる規定や、管轄部門により許可された減資において、減資後保つべき最低資本金(1,000万米ドル)に関する規定を削除。 ➤ 23条: ベンチャー投資受託管理会社の最低資本金(100万人民元)要求を撤廃。
リース企業	外商投資リース業管理弁法(商務部令〔2005〕5号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 9条: ファイナンスリース企業の最低資本金(1,000万米ドル)要求を撤廃。 *オペレーションリース企業は「会社法」に準拠することで最低資本金を求められていない

国際貨物運輸代理企業	外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法(商務部令[2005]19号)	➤ 6条 :最低資本金(100万米ドル)要求を撤廃。
物流企業	外商投資物流企業の設立試行に関する問題の通知(外経貿資一函[2002]615号)	➤ 4条 :最低資本金(500万米ドル)要求を撤廃。
ファクタリング業務	商業ファクタリング業務の試行実施方案に関する回答(商資函[2012]919号)	➤ 1条 :最低資本金(5,000万人民币元)要求を撤廃。

(2) 設立後の投資・経営に関するもの

外商投資企業が以下の投資・経営活動を行う前提条件としての、登録資本の全額払込要求などが撤廃されました。

会社活動	関連規定	
中国国内投資	外商投資企業の国内投資に関する暫定規定 (外経貿部・工商総局令[2000]6号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 5条:登録資本の全額払込要求を撤廃。 ➤ 6条:国内累計投資額の制限(純資産の50%を超えない)を撤廃。
合併・分割	外商投資企業の合併および分割に関する規定 (外経貿部・工商総局令[2001]8号)	➤ 9条 :出資金の全額払込や、生産・経営活動の開始等の要求を撤廃。
持分出資	外商投資企業の持分出資に関する暫定規定 (商務部令[2012]8号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 4条:持分企業の登録資本の全額払込等の要求を撤廃。 ➤ 8条:持分出資を含む現物出資比率の制限(投資先企業登録資本の70%を超えない)を撤廃。
店舗開設	外商投資商業分野管理弁法 (商務部令[2004]8号)	➤ 8条 :企業の登録資本の全額払込等の要求を撤廃。
国際貨物運輸代理企業の分公司設立	外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法(商務部令[2005]19号)	➤ 11条 :登録資本の全額払込要求や、分公司の最低資本金要求を撤廃。

(3) 設立登記資料や共同年度検査資料に関するもの

以下の行為において、一部の資料提出要求が廃止されました。

会社形態	関連規定	主な改定条文と内容
外商投資企業 ① 国内投資	外商投資企業の国内投資に関する暫定規定 (外経貿部・工商総局令〔2000〕6号)	➤ 7条 : 奨励類や許可類の業種に投資する場合、投資先会社の設立登記の提出資料から、法定検査機関の発行する登録資本払込済検査証明が不要となった。
② 合併・分割	外商投資企業の合併および分割に関する規定 (外経貿部・工商総局令〔2001〕8号)	➤ 20条 : 合併申請資料から、法定検査機関が各社に発行した登録資本払込済検査証明が不要となった。 ➤ 23条 : 分割申請資料から、法定検査機関が分割元会社に発行した登録資本払込済検査証明が不要となった。
株式会社	外商投資株式会社設立の若干問題に関する暫定規定(外経貿部令〔1995〕1号)	➤ 14条 : 発起設立における設立登記の提出資料から、法定検査機関が各社に発行した登録資本払込済検査証明が不要となった。
投資性公司	外商投資による投資性公司設立に関する規定 (商務部令〔2004〕22号)	➤ 6条 : 設立登記の提出資料から、出資検査報告書が不要となった。 ➤ 17条 : 15条業務の申請資料から、出資検査報告書が不要となった。
国際貨物運輸代理企業	外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法(商務部令〔2005〕19号)	➤ 13条 : 分公司設立申請資料から、出資検査報告書が不要となった。

2. 投資性会社の最低資本金に関する留意点

前述のように、2 号令により中国で設立する外商投資の投資性会社に対する最低資本金要求が撤廃されました。しかし、外商投資による投資性会社設立に関する規定(商務部令[2004]22 号)に従い、設立後投資・借入等の活動を行う前提条件として、依然として最低資本金が要求されていますので留意する必要があります。

経営活動	資本金に関する要求
新規出資等 (8 条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の出資について、登録資本のうち少なくとも3,000万米ドルが必要。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新たに設立する外商投資企業への出資 ② 親会社や関連会社が投資して設立した外商投資企業に対する払込完了していない出資額にかかる出資もしくは増資の引受 ③ 研究開発機構などの設立への投資 ④ 中国国内企業の株主の持分の購入
借入金の限度額 (9 条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 登録資本が3,000万米ドル以上の場合、借入金は払込済登録資本額の4倍を超えないこと。 ➤ 登録資本が1億米ドル以上の場合、借入金は払込済登録資本額の6倍を超えないこと。
分公司設立 (21 条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下のいずれを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 払込済出資額が3,000万米ドル以上。 ② 既に10社以上の外商投資企業を投資設立し、もしくは所有していること。
地域本部の認定申請 (22条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下のすべてを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 払込済登録資本が1億米ドル以上、又は払込済登録資本が5,000万米ドルを下回らず、申請前1年間の投資先企業の資産総額が30億人民元を下回らず、かつ利益総額が1億人民元以上であること。 ② 8条の規定に従い、登録資本のうち少なくとも3,000万米ドルを投資したこと。 ③ 関連規定に従い、すでに研究開発機構を設立していること。

税務情報

増値税ゼロ税率政策が適用される輸出サービスの範囲の拡大 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

2015年10月30日、財政部および国家税務総局は財税[2015]118号の通達(以下「118号通達」)を發布し、映画・テレビサービス、オフショアアウトソーシングサービス等のサービスの輸出に対しても増値税ゼロ税率政策を適用することを決定した。この増値税ゼロ税率政策の適用範囲の拡大は、対象となるサービスの輸出の奨励を目的としたものである。

概要

118号通達によれば、2015年12月1日以降、国内の企業および個人が国外の企業に以下の課税サービスを提供する場合には、増値税ゼロ税率政策が適用される。

- ラジオ、映画、テレビ番組(作品)の製作および配給サービス
- 技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、回路設計およびテストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、および契約の目的物が国外にある契約エネルギー管理サービス
- オフショアアウトソーシングサービス(情報技術に関するアウトソーシングサービス(ITO)、ビジネスプロセスに関するアウトソーシングサービス(BPO)、知識プロセスに関するアウトソーシングサービス(KPO)を含む)

現在、増値税ゼロ税率政策が適用されるサービスは、国内の企業および個人が提供する国際運輸サービス、国外企業向けの研究開発サービスおよび設計サービスに限られており、上記サービスのほとんどには増値税免税政策が適用されている

デロイトのコメント

増値税の一般課税方式(注:売上税額から仕入税額を控除して納付税額を控除する方式)による場合、増値税ゼロ税率政策が適用される課税サービスについては、対応する増値税の仕入税額を控除するか、または還付を受けることができるが、増値税免税政策においては仕入税額を控除することも、還付を受けることもできない。そのため、増値税ゼロ税率政策のほうが優遇されているといえる。特に、設備等の投資が大きなサービスに関しては、増値税ゼロ税率政策の適用によって、増値税負担が大きく軽減するものと見込まれる。よって、118号通達によって増値税ゼロ税率政策の適用範囲が拡大されたことは、対象となるサービスの輸出企業にとっては歓迎されるべきものであろう。

国家税務総局が118号通達の実施に関する細則をできるだけ早く公布することが期待される。

関連通達:

[映画・テレビ等の輸出サービスに対する増値税ゼロ税率政策の適用に関する通知\(財税\[2015\]118号\)\(中国語原文\)](#)

税務情報

研究開発費用の追加控除政策の適用範囲の拡大

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

財政部、国家税務総局および科学技術部は11月3日に財税[2015]119号の通達(以下「119号通達」)を公布した。これは、企業の研究開発活動をさらに奨励するために、課税所得の計算において、実際発生額に加えて追加で控除できる研究開発費用の範囲を拡大するとともに、関連事項の整備を図ったものである。119号通達は2016年1月1日から施行される。

政策の背景

企業所得税法の規定によれば、居住者企業は研究開発費用の実際発生額を控除した上で、さらに実際発生額の50%を追加控除することができる。また、無形資産を形成する場合には、無形資産原価の150%を償却することができる。この優遇政策の目的は、一般的な意味での研究開発活動を奨励することにあるが、当該政策の現行の適用範囲は一部の業種および費用に限られているため、優遇の効果が十分に発揮されていない。このことから、今年10月21日に開かれた国务院の常務会議において、2016年1月1日以降、追加控除政策の適用対象となる研究開発活動および費用の範囲を広げ、企業の研究開発を促進することが決定された。119号通達は、この決定を実行するための具体的事項について明確にしたものである。

主な変更点

適用される業種の大幅な拡大

現行の規定によれば、追加控除政策の適用を受ける研究開発活動は《国家が重点的に支援するハイテク領域》および《当面優先的に発展させるハイテク産業化重点領域ガイドライン》に規定するプロジェクトに属するものでなければならない。これに対して、119号通達では、追加控除政策を適用できない以下の活動および業種を除き、企業で発生した研究開発活動はいずれも当該政策を適用できると規定している。よって、当該政策の適用範囲は大幅に拡大されたことになる。

適用できない業種

- 煙草製造業
- 宿泊および飲食業
- 卸売および小売業
- 不動産業
- リースおよびビジネスサービス業
- 娯楽業

適用できない活動

- 企業の製品(サービス)の通常のグレードアップ
- 科学研究成果の直接的応用
- 商品化後に顧客に提供する技術支援活動
- 既存の製品、サービス、技術、材料または工程プロセスの重複あるいは簡単な変更
- マーケットリサーチ、効率調査または管理研究
- 工業(サービス)プロセス段階または通常の品質コントロール、テスト分析、メンテナンス
- 社会科学、芸術または人文研究

119号通達では、企業が革新的、創意的、ブレークスルー的な製品のために行う創意設計活動により発生した関連費用は、規定に基づき追加控除できることも明らかにしている。ここでいう創意設計活動には、マルチメディアソフトウェア、アニメゲームソフトウェアの開発、デジタルアニメ、ゲームの設計製作、建物建築工事設計、風景庭園工事特別設計、工業設計、マルチメディア設計、アニメおよび派生製品の設計、模型設計等が含まれる。

追加控除できる費用の範囲の拡大

追加された追加控除費用項目:119号通達では、追加控除できる研究開発費用の範囲に以下の費用が加えられた。

- 外部研究開発人員の労務費用
- 試作製品の検査費
- 研究開発活動と直接関連するその他の費用(例えば、専門家のコンサルティング料、ハイテク研究開発保険料、知的財産権の申請料、出張費、会議費等)。ただし、これらの費用は、追加控除可能な研究開発費用総額の10%を超えてはならない。

“専ら”研究開発活動に用いられるという限定的表現の変更:機器設備の減価償却費を例にとると、現行規定の表現によった場合、追加控除政策は“専ら”研究開発活動に用いられる機器設備の減価償却費に適用される。実務において、このような表現は論争を生じ易く、研究開発活動とそれ以外の活動に兼用される機器設備については、(当該機器設備が実際には主として研究開発活動に用いられていたとしても)その減価償却費はすべて追加控除政策を受けられないということになる。119号通達では、“専ら”という限定的表現が削除された(変更後の表現は“研究開発活動に用いられる機器設備の減価償却費”である)ため、今後は、論争を生じることなく、企業の研究開発活動によって発生した費用について、十分に追加控除を受けられるようになるだろう。

委託研究開発に係る処理の整備

現行の規定によれば、委託研究開発においては、受託者が委託者に研究開発プロジェクトの費用支出明細を提供しなければ、委託者は追加控除政策の適用を受けられない。第三者間の委託研究開発に関しては、このような要求はビジネス上の運用性を欠いている。また、受託者が取得する研究開発サービスの利益部分について、追加控除の範囲に含まれるか否かについても異なる理解が存在する。

119号通達では、委託者と受託者に関連関係がある場合、受託者は委託者に研究開発プロジェクトの費用明細を提供しなければならないと規定している。言い換えれば、第三者間の委託研究開発については今後、上述の明細は提供しなくてよいということであろう。また、119号通達の規定によれば、委託研究開発において、委託者は独立取引の原則に従って決定された委託研究開発費用の実際発生額(すなわち、受託者の合理的な利益を含む)の80%を研究開発費用に計上し、追加控除額を計算する。この処理はある程度、追加控除額の計算を簡易化し、税務機関と企業間の論争を減じることになるかもしれない。

なお、119号通達の規定によれば、企業が国外の機構または個人に研究開発を委託することにより発生した費用は、追加控除の対象とはならない。

審査管理の簡易化と遡及適用のルールの特化

119号通達の表現および内閣府の決定に基づき、追加控除政策については事後届出管理が行われる。企業が省部レベル以上の科学研究プロジェクトを担う場合、および過年度に既に鑑定を受けた複数年度にわたる研究開発プロジェクトについては、科学技術部門が再度、鑑定意見を出す必要はない。

また、119号通達によれば、2016年1月1日以降に企業が適時に研究開発費用の追加控除の優遇適用を受けられなかった場合、その後においてこれを遡及適用することができる。ただし、遡及期間は最長3年とされている。

納税者の義務の規範化と事後的な外部検査の強化

119号通達では、企業が研究開発費用に対して個別帳簿管理をすることは求めていないが、国家の財務会計制度に従って研究開発支出の会計処理を行った上で、追加控除の対象となる研究開発費用について、研究開発プロジェクトごとに補助帳簿を設置し、当年度に追加控除を受けられる各研究開発費用の実際発生額を正確に集計し、計算すべきことを強調している。

特に留意しなければならないのは、119号通達が税務部門に対して、追加控除政策の適用に係る事後管理を強化し、定期的に検査を行い、年度の検査割合は20%以上でなければならないとしていることである。

アドバイス

119号通達は、研究開発費用の追加控除政策の適用範囲を大幅に拡大するものであるため、今後はより多くの納税者が当該優遇の適用を受けることになるものと見込まれる。各企業は通達の規定に基づき、できるだけ早く自らの研究開発活動の整理を行うとともに、コンプライアンスと今後の外部検査への対応のために、研究開発費用の計算と集計のプロセスを整備することが必要になるだろう。また、研究開発費用の追加控除政策に係る法規と実務の今後の動向にも留意しなければならない。

関連通達:

[研究開発費用の税前追加控除政策の整備に関する通知\(財税\[2015\]119号\)\(中国語原文\)](#)

投資入門 Q&A 中国企業の情報

Q1 Q 投資対象候補の中国現地企業の財務諸表を入手しました。財務諸表を見る際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。

第3回のテーマは、中国現地企業の情報に関する質問です。

大きな上場企業等への投資の場合には、公開情報として財務諸表や株主向けの決算説明資料などが公開されているため、これらの情報の入手は容易ですが、中国投資件数の大部分を占める非上場の中小企業の場合には、デューデリジェンスを行う前段階での情報入手は限定的にならざるを得ません。一般的にはセラーやFA(ファイナンシャル・アドバイザー)から対象企業の監査済み財務諸表を入手することが、対象会社を理解する第一歩のアプローチになるうかと思えます。

中国では、実務上多くの非上場会社において監査報告書を添付した財務諸表を作成しています。非上場企業の場合、監査済み財務諸表を公開する義務は無いため、前述の通りセラーやFAから入手でもしない限り、何らアクセスのない会社から監査済み財務諸表を(公開情報ソースを通じて)入手することはほぼ不可能と見てよいでしょう。

中国の財務諸表は、新企業会計準則に基づき作成されており(非上場企業の場合には旧基準である企業会計制度を採用しているケースもあります)、監査済み財務諸表は共通の項目(各種財務諸表や注記事項)について開示が義務付けられており、一定の情報を得ることができます。作成が義務付けられている財務諸表の種類や注記の内容については企業会計準則第30号「財務諸表の表示」¹(旧制度の場合は企業会計制度第13章「財務会計報告」)をご参照ください。また、過去のデロイト トーマツ チャイナニュースにおいても、各勘定科目の会計処理について詳細に解説していますので、会計基準に関する事項については会計情報の過去記事をご覧ください。

さて、会計基準に関する事項については上記に譲るとして、本稿では中国の財務諸表の特徴や留意点について、日本企業のご担当者にご注意いただきたい事項をご紹介します。

① 発票基準

発票とは日本では耳慣れない言葉ですが、これは増値税(中国の流通税で日本の消費税に相当)あるいは営業税の税務局発行の官製領収書を指し、中国の税務申告では発票に基づいた処理を行っています。発票基準とは、この税務インボイスを発行した時点で収益を認識し、入手した時点で費用を認識する税務申告実務に合わせた会計処理のことです。

中国の財務諸表の会計基準では「発票基準で処理」などということは書いておらず、一般的な中国の会計基準に基づき収益や費用を認識する旨が記載されています。しかしながら、非上場中小規模の多くの会社では、実際には発票基準により税務申告に合わせて収益・費用の認識を行っています。これは、すべての増値税課税対象となる収益・費用は

¹ 詳細は、「デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.137 (2014年4月号)」を参照のこと。

<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/articles/gbs/tcnvol137-kaikeijyouhou.html>

発票を具備していることが求められるため、発票を発行(または入手)した取引だけを記帳するという発想に基づくものと思われます。従って、自社の財務情報と比較をするような場合には、中国の対象会社の収益・費用の認識が発生主義に基づかない可能性があるということを意識して財務諸表を見る必要があります。収益・費用の発生と現金収受のタイミングが大きくなるような業種では、財務デューデリジェンスにおいて発票基準から発生主義ベースの収益・費用認識に調整することも検討すべきでしょう。

なお、発票のない収益・費用については、帳簿外取引になりやすく、違法な取引や裏金作りを誘発する原因となるケースが散見されますので注意が必要です。

② 隠れた貸付金・借入金

前号の中国投資入門Q&Aでも触れましたが、中国では一般的な民間企業間での金銭の貸借は禁止されていました(この点に関する最高人民法院の司法解釈については前号をご参照下さい)。しかしながら、中国の地場企業ではこのような規制を回避するため、会計上は未収入金・未払金などといった営業債権・債務を装ってグループ会社間で資金を融通するケースが多く見られます。従って、未収入金や未払金が多額に計上されている場合には、このようなグループ間資金融通が行われているリスクがあることに留意が必要です。

グループ間取引については、財務諸表に関連当事者間取引に関する注記があり、各関連当事者に対する債権債務残高及び取引高が記載されているため、グループ間資金融通の存在を示唆するヒントになります。

③ 会計監査について

監査済み財務諸表といえば、公認会計士の監査を受け、その数値は一定の確からしさを以って開示されていると通常は考えますが、中国では地場の会計事務所の品質に差があるので、情報の質について留意が必要です。

上述の通り、監査済み財務諸表は中国の制度や慣行などのバックグラウンドから、表面的な見え方と実態が異なることがあります。それでも有用な情報源であることに変わりはありませんので、日中両国の違いを踏まえた上で、適切に情報を利用することが求められます。

Q2

監査済み財務諸表を入手できるルートがありません。中国現地企業の情報を取りたいのですが、どのような方法がありますか？

さて、毎回必ずしも対象会社の監査済み財務諸表を入手できるとは限りません。特に非常に初期的な投資検討段階では、対象会社の名前しか分からないというようなことも多々あるかと思います。そのような場合、有料の信用調査会社を利用するという方法もありますが、それ以外に、無料でクイックにアクセス可能な公開情報について2つご紹介します。

① 全国企業信用情報公示システム²

中国企業信用情報公示システムは、中国の工商局が運営するウェブサイトです。当該サイトではまず対象会社所在地を選び、対象会社名を入力して検索すると、対象会社に関する基礎情報が表示されます。基本的に工商登記が行われている会社は検索可能と考えられます。このサイトでは会社正式名称・住所・経営範囲・登録資本金・法定代表人等の登記基本情報、株主情報、動産抵当の登記情報、行政処罰や違法行為に関する情報などが入手可能です。



② 信用中国³

信用中国は国家発展和改革委員会と中国人民銀行の指導の下で国家信息中心が運営するウェブサイトです。ここでは企業名や個人名を入力すると、本サイトに登録されている場合には検索対象会社の信用に関する情報（優良な資格や認定・過去の処罰記録など）が表示されます。



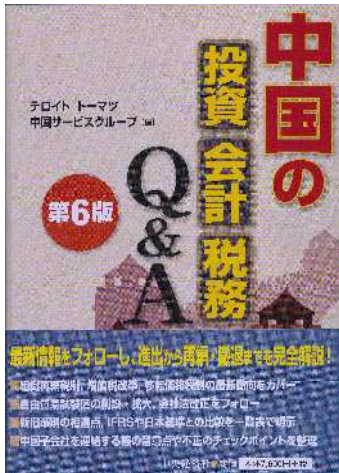
² <http://gsxt.saic.gov.cn/>

³ <http://www.creditchina.gov.cn/>

上記の 2 つのウェブサイトはいずれも中国語が必要となりますが、現在は登録不要であり無料で入手できる情報源としてご利用いただけます。

以上

中国の投資 会計 税務 Q&A 《第6版》 発刊のお知らせ



ご好評を頂いている『中国の投資 会計 税務 Q&A』シリーズに、最新情報を盛り込んだ『中国の投資 会計 税務 Q&A《第6版》』を発刊いたしました。是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

デロイト トーマツ 中国サービスグループ〔編〕
中央経済社 刊

B5判 全896頁／7,600円(+税)

※送料無料で。但し、国外への発送は承っておりませんのでご了承ください。

主な改正・重要事項

第1編 投資

会社法改正、外貨管理関連の規制緩和、自由貿易試験区の創設・拡大、クロスボーダー人民元取引、多国籍企業等グループ企業間のクロスボーダー・キャッシュ・マネジメントの最新動向、「出入国管理法」「外国人出入国管理条例」施行に伴うビザ関連の変更 等

第2編 会計

新中国企業会計準則の改訂内容を詳説、新旧中国企業会計準則の相違点、IFRS や日本基準との比較を充実、中国子会社を連結する際の留意点、よく見られる会計処理の誤りを詳説 等

第3編 税務

増値税改革、移転価格税制、組織再編税制のアップデート、賃金給与制度に含まれる福利性手当の損金算入条件の明確化、一般租税回避防止調査に関する新規定を詳説、国外関連者への費用支払に係る移転価格管理の強化 等

《購入申込書》

デロイト トーマツ合同会社 中国室 行

お申込み FAX ▶ 03-6720-8346
お問合せ TEL ▶ 03-6720-8341

『中国の投資・会計・税務（第6版）』を〔 〕冊 申し込みます。

お申し込み（お届け先）

貴社名：

部署名：

ご芳名：

ご住所：〒

電話番号：

メールアドレス：

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大庭 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一 / 石黒 泰時

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited